

前橋市公共施設予約システム（スポーツ施設）利用基準

前橋市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例第2条及び前橋市公園条例第8条に規定するスポーツ施設及び公園施設について、前橋市公共施設予約システム(以下「本システム」という。)により、施設の利用に係る利用者登録、抽選、予約、取消し等の手続きを行う場合の利用基準を次のとおり定める。

1 対象施設

本システムにより手続きを行うことができる施設は次のとおりとする。

- (1) 前橋市民体育館
- (2) 前橋市大渡体育館
- (3) 前橋市日吉体育館
- (4) 前橋市大胡体育館
- (5) 前橋市宮城体育館
- (6) 前橋市三俣テニスコート
- (7) 前橋市宮城総合運動場
- (8) 前橋市粕川総合グラウンド
- (9) 前橋市富士見総合グラウンド
- (10) 前橋市王山運動場
- (11) 前橋市下増田運動場
- (12) 前橋市北部運動場
- (13) 前橋市清里方面運動場
- (14) 前橋市粕川西部運動場
- (15) 前橋市桃ノ木川グラウンド
- (16) 前橋市千本桜野球場
- (17) 中央緑地
- (18) 敷島緑地
- (19) 大渡緑地
- (20) 前橋市総合運動公園
- (21) 前橋市大胡総合運動公園
- (22) 前橋市広瀬スポーツ・カルチャーセンター

2 利用者登録

(1) 登録方法

本システムを利用しようとする者は、あらかじめ利用者登録を行わなければならない。利用者登録は、利用者本人又は団体代表者が行うものとする。

なお、登録内容の確認のため、運転免許証その他本人であることを確認できる書類の提示を求めることがある。

(2) 利用者登録の区分

利用者登録の区分は、次のとおりとする。

ア 個人

満16歳以上で前橋市に在住、在勤又は在学する者。

イ 団体

構成員の相当数が、前橋市に在住、在勤又は在学する者で構成される団体。

(3) 登録事項の変更

利用者は、登録事項に変更が生じた場合は、速やかに変更手続きを行うものとする。

(4) 利用者 ID 及びパスワードの管理

利用者 ID 及びパスワードは、利用者本人の責任において管理するものとし、第三者への譲渡又は貸与してはならない。

3 抽選申込み

(1) 抽選対象施設

抽選申込みの対象施設は、本システムで抽選受付を行う施設とする。

(2) 抽選申込み期間

利用月の2か月前の1日から10日までの間、1人につき5回（枠）まで行うことができる。

例) 9月に利用する場合は、7月1日から10日までが抽選申込み期間となる。

なお、抽選は毎月11日に本システムにより自動で行うものとする。

(3) 抽選結果の確認及び当選後の取扱い

利用者は、本システムにより抽選結果を確認するものとする。抽選結果の確認及び当選後の利用申込み期間は、毎月12日から20日までとする。

当選した利用者は、当該期間内に利用申込み手続きを行うものとし、期間内に手続きが行われなかった場合は、当選を取消すものとする。

4 予約申込み

(1) 予約方法

予約申込みは、本システム又は各スポーツ施設窓口において行うものとする。

ただし、市外利用者は本システムによる予約申込みができないため、各スポーツ施設窓口において利用申込みを行うものとする。

(2) 予約可能期間

抽選終了後に空きのある施設については、利用月の2か月前の21日から利用日の2日前まで先着順で予約申込みを行うことができる。

5 使用料の支払い

(1) 支払い方法

使用料の支払いは、本システムによるキャッシュレス決済又は各スポーツ施設窓口において行うものとする。

(2) 支払い期限

使用料は、利用日までに支払うものとする。

(3) 支払い後の取扱い

使用料の支払いが完了した予約については、利用者による本システム上での取消しはできないものとする。

予約の取消しを希望する場合は、各スポーツ施設窓口へ申し出るものとする。

6 予約の取消し

(1) 利用日の2日前までの取消し

利用日の2日前までの予約の取消しは、本システムにより行うことができる。

ただし、使用料の支払いが完了している予約については、この限りでない。

(2) 利用日前日及び当日の取消し

利用日前日及び当日の予約の取消しは、本システムでは行うことができないため、スポーツ施設窓口へ申し出るものとする。

(3) 取消許可申請書

利用日前日及び当日に予約を取消す場合は、前橋市スポーツ施設取消許可申請書を提出するものとする。

ただし、利用当日の取消しについては、利用時間帯枠の開始時間までに提出しなければならない。なお、午前6時から午前9時までの時間帯枠を取消す場合は、午前9時までに提出するものとする。

また、提出先施設の休館日にあたる場合は、休館日の前営業日までに提出するか、他のスポーツ施設窓口へ提出するものとする。

なお、屋外施設については、利用日当日が雨天その他の悪天候により利用できない場合に限り、利用日前日から電話による取消しを認めるものとする。

電話連絡又は取消許可申請書の提出が期限までに行われない場合は、雨天その他の悪天候による場合であっても、所定の使用料等を徴収するものとする。

7 利用者情報の変更

(1) 変更手続き

利用者は、登録事項に変更が生じた場合は、本システムにより変更手続きを行うものとし、併せて変更申請書を各スポーツ施設窓口へ提出するものとする。

8 利用者登録の停止又は抹消

利用者が次のいずれかに該当すると認めるときは、利用者登録を停止し、又は抹消することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により利用者登録を行ったとき。
- (2) 本基準その他施設の利用に関する規定に違反したとき。
- (3) 利用者登録の資格を有しなくなったとき。
- (4) 利用する意思のない予約を繰り返すなど、不適切な利用を行ったとき。
- (5) その他施設の管理運営上支障があると認めるとき。

令和8年9月1日施行